



島根県報

平成18年11月21日 (火)
第 1,831 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課) 1
解除予定保安林	(森 林 整 備 課) 1
公有水面埋立免許の出願	(漁港漁場整備課) 2
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課) 3
道路の供用開始	(") 4
公 告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課) 4
選管告示	
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消	5
不在者投票を行うことができる施設の指定	5
正 誤	
平成14年11月26日付け島根県報第1,423号中	(道 路 維 持 課) 6

告 示

島根県告示第1052号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定に基づき、出雲市土地改良区理事長から西光坊地区第2工区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年11月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 縦覧の期間
平成18年11月21日から21日間
- 縦覧の場所
出雲市役所

島根県告示第1053号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年11月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町小馬木1809 - 271
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第1054号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 出願人
松江市殿町1番地
島根県 代表者 島根県知事 澄田信義
- 2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
出雲市大社町宇龍626番2、624番3、623番4、623番3、623番7、623番6、623番5及び409番の地先公有水面
 - イ 区域
次の各地点を順次結んだ線及びの地点と㊸の地点を結ぶ秋分の満潮位（D.L.+0.22メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - の地点 宇龍漁港漁港原点（北緯35度25分43秒、東経132度38分32秒、以下「原点」という。）から77度01分33秒、228.75メートルの地点
 - の地点 の地点から291度08分49秒、2.26メートルの地点
 - の地点 の地点から290度00分21秒、5.62メートルの地点
 - の地点 の地点から344度03分16秒、2.29メートルの地点
 - の地点 の地点から254度02分47秒、1.73メートルの地点
 - の地点 の地点から344度03分14秒、9.62メートルの地点
 - の地点 の地点から344度07分07秒、1.18メートルの地点
 - の地点 の地点から344度23分31秒、3.05メートルの地点
 - の地点 の地点から345度35分07秒、3.11メートルの地点
 - の地点 の地点から347度32分51秒、3.17メートルの地点
 - の地点 の地点から350度21分04秒、3.23メートルの地点
 - の地点 の地点から353度57分58秒、3.29メートルの地点
 - の地点 の地点から358度25分39秒、3.35メートルの地点
 - の地点 の地点から2度42分58秒、2.27メートルの地点
 - の地点 の地点から7度28分59秒、3.42メートルの地点
 - の地点 の地点から13度12分20秒、3.42メートルの地点
 - の地点 の地点から19度03分46秒、3.56メートルの地点

- の地点 の地点から23度49分43秒、2.24メートルの地点
- の地点 の地点から29度28分48秒、5.43メートルの地点
- の地点 の地点から35度18分59秒、4.32メートルの地点
- ㉑の地点 の地点から39度28分49秒、6.01メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から41度39分12秒、4.27メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から41度55分56秒、5.78メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から41度54分58秒、4.26メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から41度55分52秒、5.74メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から42度21分08秒、6.84メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から45度03分48秒、7.81メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から49度24分54秒、4.90メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から141度33分57秒、1.69メートルの地点

ウ 面積

940.50平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

出雲市大社町宇龍626番 1、626番 2、624番 3、623番 4、623番 3、623番 7、623番 6、623番 5 及び409番の地
先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び㉗の地点と㉕の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ㉗の地点 埋立区域で定める原点から77度43分40秒、217.39メートルの地点
- ㉑の地点 ㉗の地点から301度24分37秒、51.00メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から342度03分21秒、27.00メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から42度02分45秒、100.00メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から131度43分15秒、51.00メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から221度38分37秒、64.00メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から174度40分14秒、41.00メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から254度48分11秒、15.00メートルの地点

ウ 面積

6,395.35平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

平成18年11月 8 日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び出雲市役所

島根県告示第1055号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年11月21日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
県道	斐川上島線	簸川郡斐川町大字直江町3256番4地先から同町大字阿宮16番1地先まで	前	A	メートル 4.00 ~ 35.00	メートル 3,620.00	道路改良工事 左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ 拡幅及び減幅
		簸川郡斐川町大字直江町3256番2地先から同町大字阿宮16番1地先まで		B	6.00 ~ 75.00	1,990.00	
		簸川郡斐川町大字直江町3607番1地先から同町大字3612番2地先まで		C	28.00 ~ 78.00	320.00	
		簸川郡斐川町大字直江町3256番4地先から同町大字阿宮16番1地先まで	後	A	4.00 ~ 35.00	3,620.00	
		簸川郡斐川町大字直江町3256番2地先から同町大字阿宮16番1地先まで		B	10.80 ~ 51.40	1,990.00	
		簸川郡斐川町大字直江町3607番1地先から同町大字3612番2地先まで		C	14.40 ~ 48.40	340.00	

島根県告示第1056号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年11月21日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川上島線	簸川郡斐川町大字直江町3256番2地先から同町大字3231番1地先まで	メートル 95.00	平成18年 11月25日	出雲県土整備事務所	
		簸川郡斐川町大字直江町3256番2地先から同町大字3612番4地先まで	749.00			
〃	玉湯吾妻山線	雲南市大東町大東995番2地先から同1094番2地先まで	346.00	平成18年 11月24日	雲南県土整備事務所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条

第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年11月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年11月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ビジネスサポートひかわ

3 代表者の氏名

長岡 秀治

4 主たる事務所の所在地

島根県簸川郡斐川町大字神氷2535番地10

5 定款に記載された目的

この法人は、市場・生産ネットワークを活用し、地域の事業者等に対して、新たなビジネスチャンスの提供と人材育成などを行い、企業化を目指す企業やベンチャー企業に脱皮する起業家の発掘・育成の牽引役として、地域経済を活性化し、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成18年11月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
島根県立身体障害者授産センター	松江市打出町43番地	平成18年 3 月31日

島根県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和

26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成18年11月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
身体障害者授産施設授産センターよつば	松江市打出町43番地	平成18年4月1日
特別養護老人ホーム大野の郷	松江市大野町167番地	平成18年11月8日

正 誤

平成14年11月26日付け島根県報第1,423号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

三

ページ

箇所

島根県告示
第九百九十
九号の表中

誤

で 地 先 から 同 大 字 三 六 一 二 番 二 地 先 ま	ま で 地 先 から 同 大 字 阿 宮 一 六 番 一 地 先	簸 川 郡 斐 川 町 大 字 直 江 三 〇 七 七 番 三	前 A
C	後 B	A	

正

で 地 先 から 同 大 字 三 六 一 二 番 二 地 先 ま	ま で 地 先 から 同 大 字 阿 宮 一 六 番 一 地 先	簸 川 郡 斐 川 町 大 字 直 江 三 二 五 六 番 一	前 A
C	後 B	A	